(法務委員会)

児 童 買 春、 児 童 ポル ノに 係る行為等の処罰 及び児童 の 保 護 等に関する法律の 部 を改正する 法

律案 (衆第四三号) (衆議院提出)要旨

本 法 律 案 は、 児 童 買春及び児童 ポ ル ノに係る行為 の実情、 児 童 の 権 利 の 擁護 に 関 する 国 際的 動 向 等に かん

が み、こ れ 5 の 行 為 が 強 l١ 非 難 に 値 することをより明らかに ŕ 児 童 の 権 利 の 擁 護 を十全な も の とする た め

囲 を 広 げ ようとするもの で あ ı) そ の 主な内容は 次のと おりで **'ある。**

一、目的の明確化

こ

れ

5

の

行

為につ

しし

て、

厳

格

な

処

罰を行うことができるように

法

定刑

を引

き上げるとともに、

そ

の

処罰

の

範

こ の 法 律 が、 児 童 の 権 利 の擁 護に関する国 際的 動 向を踏まえ、 児童の権利を擁護することを目的とする

ものであることを明確化する。

二、児童ポルノの定義

写 真、 電 磁 的 記 録 に 係る記録媒体その他の物であって、 児童を相手方とする又は児童による性交等に係

る児 童 の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

三、児童ポルノの提供等

1 児 童 ポ ル J を特定又は 少 数 の 者に 提 供 した者は、 三年以下の懲役又は三百万円以下の 罰 金 に処する。

電 気 通 信 回 線 を こ 通 じ て、 児 童 を 相手方とする又は 児 童 に よる性交等 に 係 る 児 童 の 姿 態 等 を視 覚 に ょ IJ 認

識 す ることができる方法 に より 描写 L た 情 報 を 記 録 し た 電 磁 的 記 録 等 を特定又は 少 数 の 者 に 提 供 L た

者

も、同様とする。

2 児 童 ポ ル J を不特定若 しく は 多 数 の 者 に 提 供 ŕ 又 は 公 然 ۲ 陳 列 し た 者 ば、 五 年 以 下 の 懲 役 若 < は

五 百 万 円以 下 の 罰 金 に 処 ŕ 又 は こ れ を 併 科 す る。 電 気 通 信 回 線 を 通 じ て、 児 童 を 相 手 方と する 又 は 児

童 に ょ る 性交等 に 係 る 児 童 の 姿 態等 を 視 覚 に より 認 識す ることができる方法に より 描写 L た情 報 を 記 録

L た 電 磁 的 記 録 等 を不 特 定又は 多 数 の 者 に 提 供し た者も、 同 様とする。

四、その他の罰則の法定刑の引上げ

児童買春

児 童 買 春 罪 の法定刑 を、 五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金 (現行三年以下の懲役又は百万円以

下の罰金)に引き上げる。

2 児童買春周

旋

児 童 買 春 周 旋 罪 の 法 定刑を、 五年以下の懲役又は五百万円以下 の 罰 金 現 行三年以下の懲 役又は三百

万 円 以 下 の 罰 金) に引き上げ、 こ れ を 併 科することができる。 児 童 買 春 周 旋 を業とする罪 の 法 定 刑 を、

七 年 以 下の 懲 役及び千万円以 下 の 罰 金 現 行五年以 下の 懲役及び 五 百 万円以 下 の 罰 金 に引 き上げっ

3 児童買春勧誘

児 童 買 春 勧 誘 罪 の 法 定 刑 を、 五 年 以下 の 懲 役 又は 五 百 万 円 以下 の 罰 金 $\overline{}$ 現 行三年 以下 の 懲 役 又は

万 円 以 下 の 罰 金) に引 き上げ、 こ れ を 併 科 することができる。 児 童 買 春 勧 誘 を業とす る 罪 の 法 定 刑 を

七 年 以 下 の 懲役及び千万円以下 の 罰 金 現 行五年以下の懲役 及び 五百万円以下 の 罰 金 に引き上げ

五、施行期日等

1 こ の 法 律 は、 部 を除き、 公 布の日から起算して二十日を経過し た日 から 施行する。

2 児 童 買 春 及び児童 ポ ル ノの 規 《制等については、この法律 :施行後三年を目途として、 検討が加えられ、

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。